

国保ニュース

2017年
第224号

目次

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について……………	1
疑義解釈資料（抜粋）……………	1
診療（調剤）報酬明細書等の送付にあたってのお願い……………	2
千葉県国民健康保険団体連合会事務局組織表……………	3
審査支払状況（平成29年2月・平成29年3月審査分）……………	4

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より通知

（平成28年11月30日付け保医発1130第3号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）の一部を下記のとおり改正

（平成28年12月1日から適用）

別添1第2章第3部第1節第1款D006-3Major BCR-ABL1の（2）の次に次のように加える。

（3）FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査

ア FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-3」Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量（1以外のもの）の所定点数を合算した点数を準用して算定する。

イ 本検査は、二次性好酸球増加症を除外した上で、慢性好酸球性白血病又は好酸球增多症候群と診断した患者において、治療方針の決定を目的としてFISH法により測定した場合に、原則として1回に限り算定できる。ただし、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、治療法を選択する必要がある、本検査を再度実施した場合にも算定できる。

ウ 本検査を算定するに当たっては、本検査を必要と判断した理由、検査結果、診断名、選択した治療法及び本検査を再度実施した場合にはその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

疑義解釈資料（抜粋）

上記通知に関連する疑義解釈を掲載いたします。

平成28年度診療報酬改定の取扱いに係る疑義解釈資料（抜粋）

（厚生労働省保険局医療課 平成29年3月31日付け事務連絡）

【検査】

（問2）平成28年12月1日より、FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査が保険適用となったが、どのような場合に算定できるか。

（答）FISH法によるFIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査が可能な体外診断用医薬品として薬事承認を得ているものを用いて、測定した場合に限り算定できる。

診療(調剤)報酬明細書等の送付にあたってのお願い

本会では医科、歯科、調剤、訪問看護また介護保険や特定健診等、多種の請求書等をお預かりし、各担当部署において審査等の業務を行っています。

書類送付の際は混入防止のため、**担当係の記載**に御協力ください。

(「千葉県国民健康保険団体連合会事務局組織表」(3頁)を参照。)

なお、郵送、宅配便どちらでも送付いただけますが、**差出元住所・名称・内容物等についても記載**していただくようお願いいたします。

《封筒 記載例》

切手	2 6 3	8 5 6 6	郵送の場合は、国保連合会個別番号の記載をお願いいたします。	
	千葉県国民健康保険団体連合会		名称(機関名・機関コード番号)	差出元住所
封筒の大きさ、重さを御確認のうえ、切手を貼付してください。	千葉県稲毛区天台 六・四・三	〇〇課	(裏)	
〇〇〇〇在中	〇〇〇〇係	担当係の記載に御協力ください。		
(表)				

【記載例】

- ・電子媒体(CD・MO・FD)在中
- ・診療報酬明細書(レセプト)在中
- ・出産育児一時金請求書 在中
- ・取り下げ依頼書 在中
- ・再審査請求書 在中

※特定健診の提出につきましては、締切日が5日となっていますので、「特定健診」在中と記載のうえ、診療(調剤)報酬明細書とは別に送付していただくようお願いいたします。

千葉県国民健康保険団体連合会事務局組織表（平成29年4月現在）

住 所 〒 263-8566 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

(市外局番 043)

FAX番号	254-0048 (1F) 管理課・歯科課・介護保険課
	207-9861 (2F) 医科第一課・医科第二課・医科第三課
	254-7401 (3F) 総務財務課・事業課・企画情報課・国保制度対策室・出納室
	254-7191 (増築棟2F) 業務課
	254-7632 (増築棟2F) 求償係



平成29年 2 月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区 分		国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1 件当たり)	決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1 件当たり)
医 科	入 院	26,617件	414,431日	1,487,090,389点	55,869.95点	430件	6,644日	26,939,768点	62,650.62点
	入院外	1,043,255	1,562,353	1,489,191,454	1,427.45	17,760	27,078	30,373,092	1,710.20
歯 科	入 院	116	779	4,223,588	36,410.24	2	46	559,080	279,540.00
	入院外	254,955	456,955	293,420,836	1,150.87	4,609	8,329	5,220,951	1,132.77
調 剤		705,160	829,960枚	818,058,143	1,160.10	12,072	14,072枚	14,765,256	1,223.10
訪 問 看 護		2,426	15,296日	166,445,390円	68,608.98円	49	398日	4,157,820円	84,853.47円
支 払 総 額		2,032,529件		30,146,531,250円		34,922件		546,381,516円	

(3) 後期高齢者医療

区 分		後 期 高 齢 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1 件当たり)
医 科	入 院	42,024件	719,650日	2,370,874,303点	56,417.15点
	入院外	870,444	1,450,175	1,379,944,542	1,585.33
歯 科	入 院	85	641	2,970,454	34,946.52
	入院外	149,857	279,223	184,197,032	1,229.15
調 剤		622,184	777,926枚	889,810,790	1,430.14
訪 問 看 護		2,137	15,608日	174,487,170円	81,650.52円
支 払 総 額		1,686,731件		43,183,465,375円	

平成29年 3 月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区 分		国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1 件当たり)	決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1 件当たり)
医 科	入 院	27,190件	386,122日	1,454,712,469点	53,501.75点	414件	5,616日	24,374,214点	58,874.91点
	入院外	1,032,689	1,556,480	1,456,168,869	1,410.07	16,627	25,606	27,378,141	1,646.61
歯 科	入 院	141	900	5,251,736	37,246.35	1	28	170,811	170,811.00
	入院外	257,881	467,829	309,573,722	1,200.45	4,425	7,981	5,111,787	1,155.21
調 剤		698,526	821,518枚	810,529,408	1,160.34	11,131	13,007枚	13,328,502	1,197.42
訪 問 看 護		2,370	14,663日	160,607,310円	67,766.80円	45	360日	3,833,770円	85,194.89円
支 払 総 額		2,018,797件		29,771,129,864円		32,643件		478,949,934円	

(3) 後期高齢者医療

区 分		後 期 高 齢 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1 件当たり)
医 科	入 院	42,380件	664,613日	2,236,696,307点	52,777.17点
	入院外	864,531	1,450,979	1,360,744,284	1,573.97
歯 科	入 院	88	625	2,770,076	31,478.14
	入院外	152,889	288,798	198,634,662	1,299.21
調 剤		615,329	767,645枚	865,808,034	1,407.07
訪 問 看 護		2,166	15,505日	174,201,820円	80,425.59円
支 払 総 額		1,677,383件		41,824,868,122円	

◎ お知らせ ◎

診療報酬請求書等の受付について

6 月の診療報酬請求書等の受付締切日は、10日(土)です。
(土曜日ですが開館し、9時から17時まで受付業務を行っております。)

なお、特定健診・特定保健指導の請求は、5日(月)が受付締切日となります。請求にあたっては一般診療報酬とは別封筒で、事業課宛にお願いします。

編集・発行人

発 行 平成 29 年 5 月 15 日
 発 行 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険
 団 体 連 合 会
 電話 (043) 254-7174
 発行責任者 宮 崎 重 一
 編集責任者 笹 川 恵美子
 印刷 所 ㈱ さくら印刷